

反映状況票

(単位:百万円)

省庁名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	元年度予算額	2年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(18) エイズ対策促進事業	本省	—	116	117	1	—
事業の概要	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針（以下「エイズ予防指針」という。）に基づき、エイズ対策の推進を図る観点から、地域の実情に応じたきめ細かな事業を講ずるため、都道府県等が行うエイズ対策促進事業に対し、補助するものである。 (本調査は、平成23年度予算執行調査（平成21年度予算執行調査のフォローアップ調査）のフォローアップ調査として実施。)						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

施策の評価等の実施状況について

- 事業の実施主体である都道府県等においては、全ての自治体で施策目標等を設定するとともに、各事業の実施状況を評価すべき。
また、施策目標等については、地域の実情及び施策の性質等を踏まえつつ、基本的には、定量的な指標とすべき。
- 国においては、施策の評価が平成24年のエイズ予防指針改正以降行われていないことから、国や都道府県等が実施した施策の実施状況等を評価すべき。
なお、施策の評価を実施する際には、エイズ予防指針の改正にも資するものとなるように留意すべき。

反映の内容等

施策の評価等の実施状況について

- 実施主体の都道府県等に対して、地域の実情及び施策の性質等を踏まえつつ、全ての自治体で施策目標等を設定するよう、令和元年度中に依頼する予定である。
- 令和2年度より、国や都道府県等が実施した施策の実施状況等を調査・収集し、評価する予定である。
なお、施策の評価を実施する際には、エイズ予防指針の改正にも資するよう進めていく予定である。